

雷保護システム技能者に名称変更のお知らせ

電気に関する JIS の国際統合化に伴い、雷保護の JIS も国際規格である IEC 規格に統合化されています。統合化後の規格は、建物と建物内の人及び電気・電子機器を総合的に雷害から保護する内容となります。

「雷」に関する研究成果は、雷被害の縮減にも効果を発揮しています。最新の技術は常に変化しております。

このような状況の下、従来から雷保護システム普及協会で使用してきた「避雷設備」という言葉は、避雷針を想像させ、外部雷保護だけを行う技能者、即ち建物の保護だけを行う技能者と誤解されるおそれがあるため、建物と建物内の人及び電気・電子システムの総合的な雷保護の資格として

「**雷保護システム技能者**」に名称を変更いたしました。

背景

平成 25 年 4 月 11 日に「技能士」名称の不正使用について、厚生労働省職業能力開発局より、事務連絡がありました。その概要は以下のとおりです。

「技能士」と称することができるのは、職業能力開発促進法に基づく技能検定に合格した者であり、職業能力開発促進法第 50 条第 4 項の規定に基づき、技能士でない者は技能士という名称を用いることはできません。なお、「技能士」名称の不正使用が確認された場合、職業能力開発促進法第 102 条の規定に基づき、30 万円以下の罰金に処されることがあるため、証受領者にこの旨を周知徹底してもらいたいとのこと。以上のことから、「技能士」に抵触しない新名称の検討を行い、様々な意見が出されましたが、最終的に、「雷保護システム技能者」が第一候補となり、厚生労働省職業能力開発局能力評価課の担当者に、「雷保護システム技能者」で問題はないかと電話で確認したところ、問題はないとの回答をいただいたので、**新名称は「雷保護システム技能者」**に決定しました。

雷保護システム技能者

特定非営利活動法人 雷保護システム普及協会では、雷保護システム技能者講習会を定期的に開催し、最新の技術の講習を行っております。

講習会受講の当日終了時に、効果測定試験を行っております。

一定の受講内容の習得の効果を得た方に、「**雷保護システム技能者講習受講終了証**」を発行しております。

以上